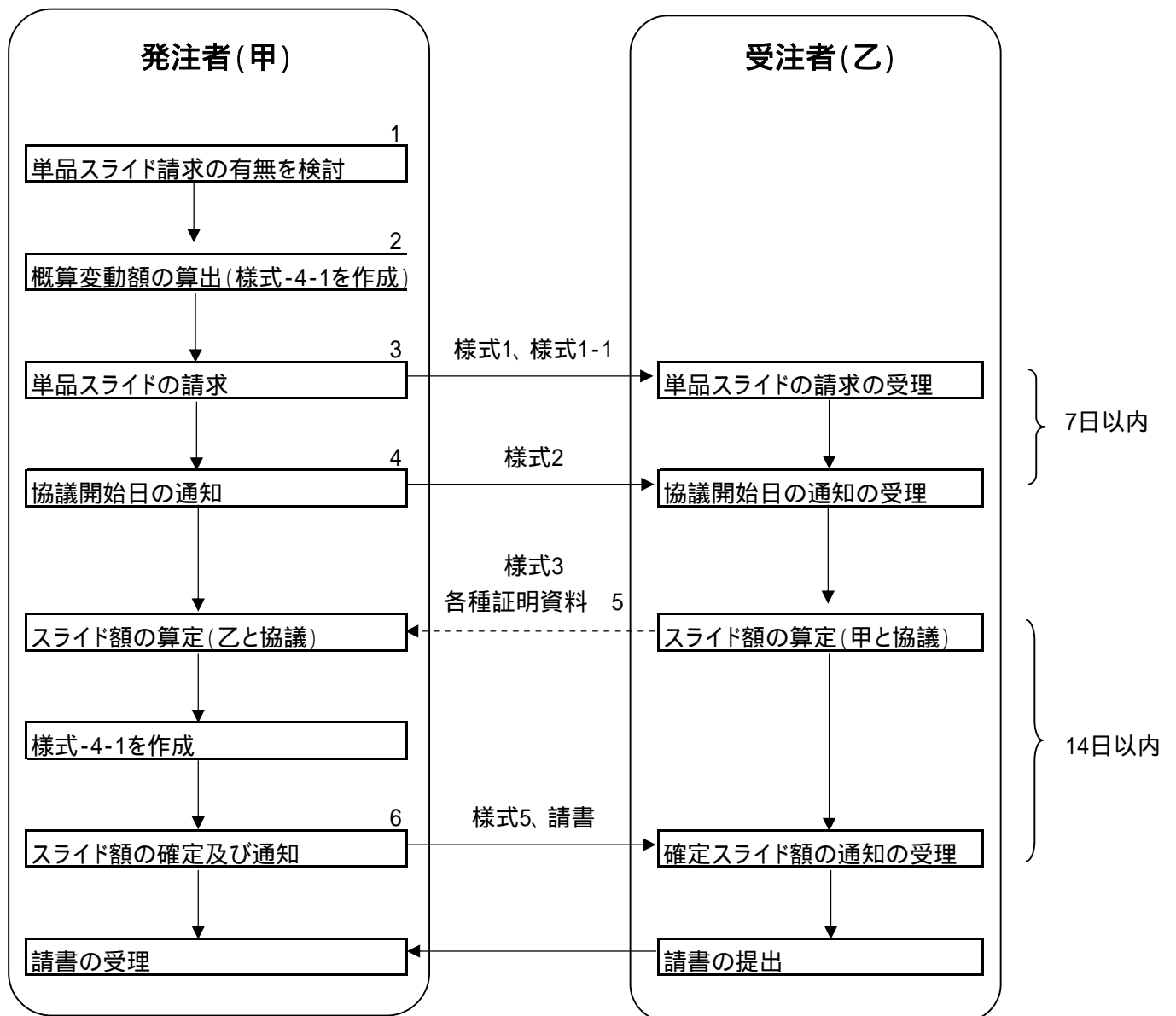


減額変更を請求する場合の単品スライド条項の運用フロー



- 1 甲は積算システムの「機労材集計表」の結果や、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき検討する。なお、使用資材に著しい価格変動が無い等、明らかに単品スライドの対象とならない場合は検討不要。
- 2 変動額が請負代金額の1%を超えない場合は請求不要。
- 3 工期末の2ヶ月前までに請求。なお、工期末が平成21年3月31日以前のものには2月27日までに請求。
- 4 協議開始日は、乙の意見を聴いた上で、原則、工期末から45日前の日とする。
- 5 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額を示して異議を申し立てる場合に提出
- 6 最終的に、変動額が対象工事費の1%を超えない場合は請求を取り下げる(様式6を乙に通知)。

